

令和7年までの対応方針に記載された主な案件の進捗状況

資料3

- 令和7年までの対応方針に記載された案件のうち、4件について本年の重点事項に選定し検討を行う(資料2-2)。
- そのほか、住民サービスの向上や事務負担の軽減の観点から、効果が大きいものなど主な案件(12件)の進捗状況は以下のとおり。

	提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
1	<p>国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由事務の廃止</p> <p>(デジタル庁、厚生労働省) (医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、死体解剖保存法、診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法)</p> <p>※管理番号R4-97、R6-40、R6-64、R7-222</p>	<p>各法令で定められている免許等の申請(医師法施行令3条、歯科医師法施行令3条、保健師助産師看護師法施行令1条の3第1項、死体解剖保存法施行令1条、診療放射線技師法施行令1条の2、歯科技工士法施行令1条の2、臨床検査技師等に関する法律施行令1条、理学療法士及び作業療法士法施行令1条及び視能訓練士法施行令1条)等に係る手続については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする方向で検討し、令和11年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>免許証(医師法6条2項、歯科医師法6条2項、保健師助産師看護師法12条5項、診療放射線技師法8条1項、歯科技工士法6条2項、臨床検査技師等に関する法律6条2項、理学療法士及び作業療法士法6条2項及び視能訓練士法6条2項)及び認定証明書(死体解剖保存法4条2項)の交付事務については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>上記の都道府県経由事務の廃止に係る検討に当たっては、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を免許証等の原本とすることについて、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえつつ、検討する。</p> <p>国家資格等情報連携・活用システムについては、当該システムを活用した免許等の申請等における経由事務の廃止に向けて、関係府省庁の意見を踏まえつつ、必要な機能改修を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【これまでの措置(検討)状況】</p> <p>(1パラ・2パラについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の課題解決に取り組み、将来的な経由事務の廃止について検討してきた。 <ul style="list-style-type: none"> 正確かつ円滑な免許登録業務を実施する観点から、国家資格等情報連携・活用システムの稼働について、大量の申請に対して問題なく運営できるようにすること 当該システム導入後も、当分の間、紙媒体とオンラインの双方の申請が併存することとなり、業務量の増加が見込まれるため、適正な業務実施体制の構築に向けた財源を確保すること <p>(3パラについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル資格者証を免許証等の原本とすることについては、デジタル資格者証を資格者証として代替可能とするために必要な措置についての調査を実施し、令和8年3月に法令上の取扱いの整理を行った。 <p>(4パラについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該システムの必要な機能改修については、デジタル庁において令和7年11月に「継続的改善アイテムの意見照会に係る説明会」を開催し、本システムの利用を開始又は予定している資格管理者へシステム機能の改善要望を照会し、取りまとめを行った。 <p>【今後の予定】</p> <p>(1パラについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該システムの機能改善状況や、国家資格等情報連携・活用システムを活用した審査業務の実施状況等を踏まえつつ、国だけで免許登録業務を行う場合に必要な業務実施体制の検討、当該体制の構築に必要な財源確保等に向け、取り組む。 <p>(2パラについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 免許証等の交付については、実施方法等の詳細について検討を行い、令和8年度中に5資格(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師)に係るオンライン申請による新規登録受付分について、国から直接免許証等の交付を開始する。 <p>(3パラについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル資格者証の原本化については、法令上の取扱いの整理について、令和8年6月目途に関係省庁に周知する予定。当該整理の結果や当該システムの活用状況を踏まえつつ、検討する。 <p>(4パラについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該システムの機能改修については、技術的な実現性や費用対効果等を踏まえて対応策を検討する。

	提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
2	<p>精神障害者保健福祉手帳等の交付手続における市区町村経由事務の廃止</p> <p>(デジタル庁、厚生労働省) (身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p> <p>※管理番号 R6-22、R7-61,62,119,120</p>	<p>身体障害者手帳の交付申請(身体障害者福祉法15条1項及び身体障害者福祉法施行令4条)、精神障害者保健福祉手帳の交付申請(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令5条)、自立支援医療費の支給認定申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条)、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 	<p>【これまでの措置(検討)状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年7月より、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療の申請手続等のオンライン化調査研究事業を開始しており、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請手続等のオンライン化及び市区町村経由事務の廃止に係る検討を行った。令和7年度調査研究事業では、現状調査(現行事務の手順を整理した業務フローの作成など)や、課題及び検討事項(申請情報の自動取得方法、オンライン化後に想定される事務内容など)の整理を行った。 ・療育手帳については、上記とは別途実施している調査研究事業において令和8年1月に市区町村経由事務の実態を把握するための調査を市区町村に実施した。 <p>【今後の予定】</p> <p>令和8年夏頃を目途に地方公共団体に対するマイナポータルによる申請手続等のオンライン化及び市区町村経由事務に係る調査を実施し、その結果等を踏まえ、令和8年中に対応を検討する。</p>

	提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
3	<p>不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用</p> <p>(法務省) (戸籍法)</p> <p>※管理番号R7-196</p>	<p>長期相続登記等未了土地解消事業(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)44条)については、市区町村に対する公用請求に代えて、法務局及び地方法務局の職員が戸籍情報連携システムを利用することについて、令和8年度の当該事業において行う実務上の課題に関する検証の結果を踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【これまでの措置(検討)状況】 本年1月頃から準備作業を開始している令和8年度の長期相続登記等未了土地解消事業の一部を対象として、法務局職員が戸籍情報連携システムを用いて、被相続人に関する戸籍の副本情報の確認を行うことにより実務上の課題に関する検証作業を開始。</p> <p>【今後の予定】 相続人に関する戸籍の副本情報の確認についても同様に、戸籍情報連携システムを用いて、検証作業を行う予定である。検証作業は本年末まで行い、その結果を踏まえ、令和8年度末までに結論を得る。</p>
4	<p>マイナンバーカードを活用した情報連携の強化等による保険異動時における特定疾病の認定事務の簡素化</p> <p>(デジタル庁、厚生労働省) (国民健康保険法)</p> <p>※管理番号 R7-169</p>	<p>特定疾病認定申請に係る添付書類(施行規則27条の13第2項)については、被保険者の負担を軽減するため、医師等の意見書に代えて医師の診断書等により認定を受けている他制度の書類等を用いて国民健康保険に係る特定疾病認定申請を行うことも可能であることを明確化し、令和8年度中に地方公共団体に通知する。</p>	<p>【これまでの措置(検討)状況】 特定疾病認定申請の際に、医師の意見書の代わりに用いることができる添付書類を整理中。</p> <p>【今後の予定】 添付書類について、関係部局と連携しながら整理を進め、令和8年度中に事務連絡等により周知する。</p>

	提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
5	<p>障害者支援施設における設備基準等の見直し</p> <p>(厚生労働省) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p> <p>※管理番号 R7-272</p>	<p>障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(44条3項及び84条2項)の中山間地域等における適用については、地域の实情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、社会保障審議会等において検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【これまでの措置(検討)状況】 提案自治体に対し、令和7年10月に提案の背景・現状や、具体的な支障事例についてヒアリングを実施したところであり、その結果を踏まえ、対応策について検討中。</p> <p>【今後の予定】 障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の中山間地域等における適用について、地域の实情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、社会保障審議会等において検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
6	<p>障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し</p> <p>(こども家庭庁) (児童福祉法)</p> <p>※管理番号 R6-192-2</p>	<p>障害児通所支援(6条の2の2第1項)については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。</p> <p>・指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数等(21条の5の19第3項)については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【これまでの措置(検討)状況】 ・令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究において障害児支援事業所の人材確保等の実態について調査を行った。 ・令和7年度に、各都道府県における従たる事業所等に係る具体的な運用の状況について、調査を実施するとともに、障害児通所支援事業者に対しヒアリングを実施した。</p> <p>【今後の予定】 調査結果を踏まえ、対応を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
7	<p>福祉サービス第三者評価事業における認証手続き・評価調査者養成の全国平準化</p> <p>(こども家庭庁、厚生労働省) (社会福祉法)</p> <p>※管理番号 R7-103-2</p>	<p>福祉サービス第三者評価事業については、評価機関及び都道府県推進組織の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を図るため、都道府県推進組織及び関係団体の意見を踏まえつつ、以下のとおりとする。</p> <p>・都道府県推進組織の負担軽減を図る観点から、事務の簡素化等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【これまでの措置(検討)状況】 事務の簡素化の内容を検討すべく、関係団体と調整中。</p> <p>【今後の予定】 引き続き検討を行うとともに、必要に応じて令和8年度の調査研究事業において実態把握を行い、令和8年度中に結論を得る。</p>
8	<p>老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求を可能とすること</p> <p>(国土交通省) (公営住宅法)</p> <p>※管理番号 R7-138</p>	<p>公営住宅の建替えを伴わない団地集約を実施する場合に、事業者による公営住宅の入居者に対する明渡請求を可能とすることについては、人口減少等の社会情勢の変化や地方公共団体の意見を踏まえつつ、入居者の居住権の保護や住宅ストックの質的改善の在り方などを含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【これまでの措置(検討)状況】 対応方針を踏まえ、地方公共団体における実情を把握するとともに、有識者からの意見を伺いながら、検討を行っている。</p> <p>【今後の予定】 引き続き有識者等から意見を伺うなど検討を行い、令和8年中に結論を得る。</p>

	提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
9	<p>児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し</p> <p>(こども家庭庁) (児童扶養手当法)</p> <p>※管理番号 R7-340-1</p>	<p>児童扶養手当と公的年金等の併給調整(13条の2)については、以下のとおりとする。</p> <p>・調査を令和8年度中に実施し、児童扶養手当と老齢年金の併給調整の対象となっているひとり親家庭等の実情を把握した上で、ひとり親家庭等の生活の安定に資する方策について検討する。</p>	<p>【これまでの措置(検討)状況】 児童扶養手当と公的年金等の併給調整(13条の2)については、自治体への調査を令和8年4月に実施。ひとり親家庭等の実情把握については、ひとり親家庭等への調査を令和8年11月に実施予定。</p> <p>【今後の予定】 令和8年度中に実施する調査の結果を踏まえ、児童扶養手当と老齢年金の併給調整の対象となっているひとり親家庭等の実情を把握した上で、ひとり親家庭等の生活の安定に資する方策について検討する。</p>
10	<p>特別免許状及び臨時免許状の授与権者の権限移譲</p> <p>(文部科学省) (教育職員免許法)</p> <p>※管理番号 R7-383</p>	<p>特別免許状(4条3項)及び臨時免許状(同条4項)の都道府県教育委員会による授与(5条6項)の事務・権限については、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会の意向並びに中央教育審議会での議論も踏まえ、希望する指定都市教育委員会への授与権限の移譲について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【これまでの措置(検討)状況】 都道府県教育委員会から指定都市教育委員会への特別免許状及び臨時免許状の授与権限の移譲について、各都道府県・指定都市教育委員会の意向を確認している。</p> <p>【今後の予定】 各都道府県・指定都市教育委員会の意向を踏まえ、授与権限の移譲について、令和8年中に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案(関係府省庁)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
11	<p>博物館登録事務を知事部局へ移管できるよう措置</p> <p>(文部科学省) (博物館法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律)</p> <p>※管理番号 R7-343</p>	<p>博物館登録事務(博物館法11条)については、都道府県等及び関係者の意見を踏まえつつ、当該事務手続を行う際の制度面を含めた課題等を整理した上で、改善方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【これまでの措置(検討)状況】 博物館登録事務の所管について、社会教育の観点、政治的中立性、安定性・継続性の担保の観点、文化に関するその他の事務やまちづくりに関する事務との連携の観点を含め、論点について検討を行っている。</p> <p>【今後の予定】 文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループにおいて議論を行った上で、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
12	<p>子供の学習費調査にかかる都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直し</p> <p>(文部科学省) (統計法)</p> <p>※管理番号 R5-198-2</p>	<p>子供の学習費調査については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度の当該調査に向け、調査票の回収業務を都道府県を経由せずに文部科学省において対応すること、調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体である文部科学省へ変更すること及び幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することを検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 	<p>【これまでの措置(検討)状況】 「令和9年度以降の子供の学習費調査に関する研究会」(有識者会議)を設置し、以下の事項を検討中。(第1回:令和8年3月開催、第2回:令和8年5月開催)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①紙の調査票を都道府県を経由せずに直接回収すること ②調査実施学校の選定方法を変更すること ③幼保連携型認定こども園を調査対象に追加すること <p>【今後の予定】 有識者会議における検討を経て、次回(令和9年度)以降の調査において、必要な措置を講ずる。</p>